

とめ 法人会 NEWS

令和4年2月21日発行

第99号

渡り鳥・ハクチョウ

登米市では、伊豆沼・長沼・迫川・平筒沼などで多くの渡り鳥を見ることができます。

目次

- P. 1 渡り鳥・ハクチョウ
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4~5 令和4年度税制改正への法人会提言
- P. 6 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 8 法人会トピックス、お知らせ

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。 ※事前にダイレクト納付利用希望の届出が必要です。
※届出後の届出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

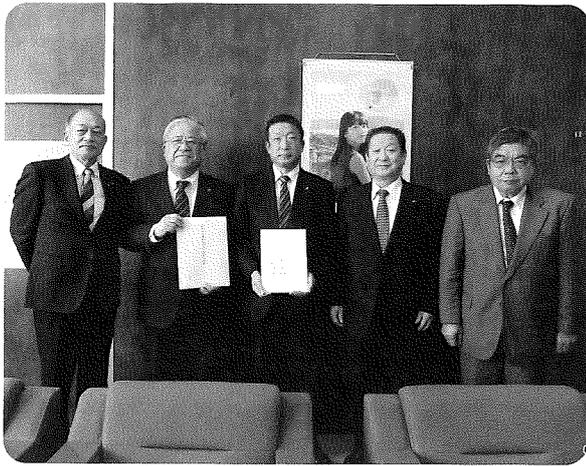
- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会
法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に限り条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索





登米市長・議会議長へ 令和4年度税制改正要望提言書を提出!

法人会では、全国約80万社の総意をもとに、令和4年度税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現を強く訴えております。

去る12月9日、登米法人会でも、中小企業の活性化に配慮した税制の実現をめざし取り纏めた「令和4年度税制改正提言書」を熊谷登米市長、^{まき}關登米市議会議長にそれぞれ提出し、要望の実現を訴えました。

令和4年度 税制改正に関する スローガン

(総論)

- ・ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税財政改革の実現を!
- ・適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を!
- ・コロナの影響はまだ残る。
深刻な打撃を受ける中小企業に、
実効性のある対策を!
- ・中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を!



登米市 及川さん



登米保健所 菊地さん

女性部会 「食品ロス」を学ぶ!

今年度2回目となる女性部会「知っ得ゼミナール」が、去る12月15日にホテルサンシャイン佐沼を会場に開催されました。

今回は、宮城県登米保健所と登米市より講師をお招きし、SDGsの取り組みの1つである「食品ロス」についてお話をいただきました。

家庭において実際廃棄してしまいがちな食品は何か、なぜそうなるのか、さらに今後廃棄しないための解決策を考えるなど、参加者の皆さんは真剣に取り組んでいました。



近藤上席徴収官



田村市民税係



遊佐上席調査官

年末調整実務研修会を開催!

年末調整は、大部分の給与所得者が必要となる手続きです。適正な手続きをしてもらう一助になればと迫公民館の大会議室を会場に2日間開催致しました。今年度は、佐沼税務署・近藤上席徴収官よりキャッシュレス納付等の説明を受けた後、年末調整のしかたについてDVDを使用し、遊佐上席調査官が注意いただきたい点等の説明を加えながら研修。その後、登米市役所・田村市民税係より、給与支払報告書の提出についてお話いただきました。

「住まいのことなら お任せください！」



《東和支部》
株式会社 千葉正工務店
代表取締役 千葉 正洋 氏

「土地・建物の売買から、設計・新築・リフォーム等、自社ですべて行います。」と話す、株式会社千葉正工務店様を訪問しました。

昭和53年6月、東和町米谷で創業。平成元年に現住所に移転し会社を新築しました。現社長は2代目で、平成30年7月に就任。先代から受け継いだ『良いモノを皆様へ 安全に 丁寧に 真心籠めて』を念頭に、お客様を第一に考えて仕事をしています。そんな社長は、ハウスメーカーでの営業マン経験をお持ちで、お客様のご要望には何でもお応えしたい、自社ですべて解決できないかと、一級建築士、宅地建物取引士、一級土木施工管理技士等々、仕事に必要なと思った資格はすべて独学で取得されました。その甲斐もあり、お客様の住まいに関するお悩みを総合的かつスピーディーに解決する事が可能になったそうです。

また、社長自身が子供を持つ親となって感じた地域社会の有難さから、清掃活動や学校行事など社会貢献活動にも積極的に取り組んでおられます。

今後の課題は、高齢化が進む中、技術力の伝承が大切だと感じている。機械化が進んでも、人の手でしかできないことがある。そうした技術を次の世代へしっかりと受け継いでいかなければとお話しくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



登米支部 インボイス制度を学ぶ

登米支部（支部長 工藤清彦）では、12月16日、登米町の望遠閣を会場に令和5年10月1日から導入されるインボイス制度について講習会を開催しました。講師は、佐沼税務署の高橋克行上席国税調査官で、事前の登録申請のしかたや適格請求書の記載事項等、説明いただきました。



中田支部 講習会を開催！

中田支部（支部長 熊谷貞雄）では、12月2日、みやぎ北上商工会中田支部と中田町青色申告会共催によるインボイス制度講習会を開催しました。講師は、佐沼税務署の佐々木靖上席国税調査官でインボイス制度の仕組み、これまでとの変更点等、説明いただきました。



東和支部 移動研修会を開催！

東和支部（支部長 山田 正）では、情報交換と支部会員同士の親睦を深めることを目的に、毎年、移動研修会を開催してきました。新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度は残念ながら中止しましたが、今年度は、感染対策を徹底し12月3日、鳴子観光ホテルを会場に開催しました。



ポストコロナの経済再生と 財政健全化を目指し、 税制改革の実現を!

法人会はこのほど、令和4年度の税制改正に向けた提言をまとめ、その実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

新型コロナウイルス感染症拡大の対策に費やされた赤字国債発行による財政出動、すなわち膨大な借金が積み上がり、我が国の将来を制約する事態にあります。先進国の多くが返済計画の大枠を示したように、我が国で具体的な方策を早急に策定せよ、と迫っています。

また、コロナ禍を直接的に影響を受け、地域経済と雇用を担う中小企業の対応は限界に達し、税財政や金融面からの実効性ある対策を求めました。

紙幅の関係上、要約掲載いたします

1 税制改革のあり方

■ 膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。

しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

■ 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、

障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。

合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。

政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税制改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場

■ 社会保険給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

■ 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

■ 次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1) 年金については「マクロ経済スライドの厳格対応」、

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよ

III 経済活性化と中小企業対策

う、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もつと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとつても取り返しのつかない事態に陥る。

政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組み必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
- なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

制度の充実

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

あなたの確定申告をサポートします

～佐沼税務署から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告で「医療費控除」や「寄附金控除（ふるさと納税など）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、**国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」**を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

【確定申告特集ページトップ画面】

■お役立ち情報の収集・申告書の作成！

確定申告特集ページの①「確定申告書等の作成はこちら」から申告書を作成することができます。

また、給与所得者の皆様方に向けては、②「ふるさと納税をされた方へ」や、③「医療費控除を受ける方へ」などの情報も掲載しています。

なお、申告書の作成手順などは、④「動画で見る確定申告」をチェックいただき、ご質問は、⑤「税務相談チャットボット」に相談することもできます。



■さあ、おうちで「スマホ」で e-Tax！

- ▶ **マイナンバーカードとマイナンバーカード読取に対応したスマートフォンがあれば、ご自宅で申告書の作成から e-Tax（ネット申告）による送信（提出）ができて便利です。**
- ▶ **スマホのカメラで給与の源泉徴収票を撮影すれば、金額などが自動で入力されます。**
- ▶ **スマホ専用画面の対象範囲が拡大しました。**



↑ 確定申告特集ページはこちら



■確定申告が必要な方

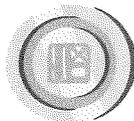
次のような方は、確定申告が必要な場合がありますので、申告漏れにご注意ください。



◇ 副業の利益
（ネットオークション）
（フリーマーケット）



◇ 2以上の勤務先からの給与所得



◇ 暗号資産の売却等による利益



◇ 金地金の売却益



◇ 競馬などの公営競技の払戻金による利益

（注）年末調整において配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けている方で、配偶者の方が確定申告を行った場合には、その控除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

■確定申告会場にお越しになる方へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、会場に入場するためには「**入場整理券**」が必要です。

■新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告が困難な方は延長することができます。

詳しくは国税庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>）をご確認ください。

詳しくは ⇒

**自動車税種別割のトラブルが増えています！
～自動車税種別割は4月1日現在の所有者に課税されます～
所有者等の変更登録は3月31日までに済ませましょう！**

自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）の時点で車検証（自動車検査証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は、使用者）が納める税金です。年度途中で他の人に名義変更された場合でも、4月1日現在の所有者が1年分の税金を納めることとなります。移転登録を怠ったためにトラブルになることが増えておりますので、自動車を譲り受けたり、手放したりした場合などには、3月31日までに必ず名義変更を済ませましょう。

【自動車税種別割・トラブル防止5か条】

1 自動車を譲り受けた

自動車を友人などから譲り受けたときは、必ず移転の登録をしましょう。

・移転登録を怠ると、いつまでも旧所有者（譲渡者）に自動車税種別割が課税されます。

2 手放した自動車の納税通知書が届いた

自動車を譲り渡したり、下取りに出したりするときは、必ず移転の登録をしましょう。

・移転登録が4月以降にされた場合は、旧所有者に課税されます。

3 転居した

転居された方は、自動車（車検証）の住所変更の登録をしましょう。

・住民票を移しても車検証の住所は変わりません。

4 自動車が壊れて動かなくなった

壊れて動かなくなった場合には、抹消の登録をしましょう。

・抹消登録を怠っているといつまでも自動車税種別割が課税されます。

5 納税証明書を紛失した

納税証明書は車検証と一緒に保管しましょう。

・運輸支局において、自動車税種別割の納付の有無を電子的に確認しますので、未納がない場合には、継続検査時に納税証明書の提示を省略できます。

なお、自動車税種別割の納付後直ちに継続検査を受けるような場合には、県から運輸支局へのデータ送信が間に合いませんので、納税証明書の提示が必要となります。納税証明書を紛失し再発行が必要な場合には、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

※ 令和4年度自動車税種別割の納税通知書は、5月11日頃に発送予定です。

**自動車税種別割の納付・証明書に関することは、東部県税事務所登米地域事務所まで
登米市迫町佐沼字西佐沼150番5号
TEL 0220(22)6114**

**自動車の登録に関することは、東北運輸局宮城運輸支局まで
仙台市宮城野区扇町3丁目3番15号
TEL 050(5540)2011**

「税に関する標語」優秀作品を表彰 第十二回親と子の税金クイズ大会をWeb開催!

「税を考える週間」に合わせ、税の啓発活動並びに租税教育推進の一端として行っている両事業。標語については、登米市内の二十一校より五四八点の応募をいただき、最優秀賞二点を含む五十七点の入選作品を表彰。入選作品は、十一月二十九日から十二月九日までイオンタウン佐沼内に展示し、大勢の方々にご覧いただきました。

第十二回親と子のふれあい税金クイズ大会（Web版）は、十一月十三日の土曜日、午前九時～午後七時に特設サイトを設け開催。登米市内の小学四年生から六年生を対象に二十問の税金クイズに〇×で答えてもらい正解数と所要時間から優績者五名に賞品を差し上げました。



最優秀賞

公益社団法人登米法人会長賞
中津山小学校 6年 大友 浩喜さん
「税金を納めて芽生える 責任感」



最優秀賞

登米市税務関係団体協議会長賞
錦織小学校 6年 大川 璃子さん
「税金は未来をてらす 道しるべ」



イオンタウン佐沼内特設展示会場

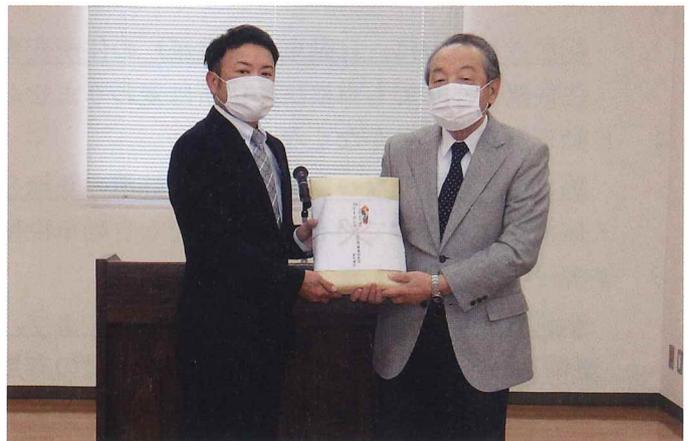
「令和3年分 会社役員のための確定申告 実務ポイント」無料進呈!!

会社役員の確定申告のポイントをわかりやすく解説している標題テキストを、必要な方に無料で差し上げます。

100冊限りとなり、お1人様2冊までとさせていただきます。

必要な方は、前もって登米法人会【TEL:0220-22-6617】へ会社名（お名前）、連絡先電話番号、必要冊数をご連絡の上、事務所へお越しいただき受取りをお願い致します。

A4判 32ページ
（表紙：カラー、
本文：2色）



青年部会

登米市医師会に

サンキュー 「39クーポン」贈呈

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が、県内市町村で極めて早期に終了したことは、登米市医師会に所属する医師の協力が非常に大きかったとして、市内の10店舗で使える39クーポンを登米市医師会に贈呈しました。

11月29日には、登米市医師会において贈呈式が行われ、齋藤力青年部会長より大坂國通会長へ御礼の言葉と共に78セットの39クーポンが手渡されました。